

板倉町

最終更新：2020/7/1

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>福祉医療費支給事業</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども、高校生世代のかた</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） 高校生世代については、入院時にかかった医療費と食事代</p> <p>問合せ：《健康介護課 保険医療係》 ℡：0276-82-6136</p>
	<p>不妊及び不育症治療費助成事業</p> <p>対象者：法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たすかた</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること（申請日が基準日） 2. 同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと 3. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4. 交付決定時に町内に住所があること（交付決定まで約1か月程度） <p>内 容：専門の医療機関で受けた不妊症及び不育症の保険医療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の2分の1を助成する。</p> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療 1年度当たり5万円 ・特定不妊治療 1回の治療につき10万円を限度 ・男性不妊治療 1回の治療につき15万円を限度 ・不育症 1年度当たり30万円を限度 <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 ℡：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>
	<p>紙おむつ購入補助事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、0歳児を養育しているかた</p> <p>内 容：月額2,000円の給付券を交付する。 対象期間は出生した日から1歳の誕生月の前月分までとする（最大24,000円分）。また、転入されたかたは、町に住民登録した日から1歳の誕生月の前月分までの月数分とする。</p> <p>問合せ：《福祉課 子育て支援係》 ℡：0276-82-6134</p>
	<p>チャイルドシート購入費補助事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育している次の要件を満たすかた</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チャイルドシート購入後1年未満であること 2. 購入したチャイルドシートに国土交通省の認証マークが有ること（欧州・米国の適合マークも可） 3. 本事業に類する他の補助事業を受けていないこと <p>内 容：自動車に乗車中の幼児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。</p> <p>補助金額：購入価格の1/2の補助金を支給（上限は1万円）※乳児1名につき申請は1回まで</p> <p>問合せ：《福祉課 子育て支援係》 ℡：0276-82-6134</p>
	<p>子育て支援金支給事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、次のいずれかの要件を満たすかた（生活実態のないかた、生活保護を受けているかたは除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに子を産出し、その子を養育していること。 2. 次年度に小学校へ入学するお子さんを養育していること。 <p>内 容：町内に住所を有するかたが、子どもを産出した時、又はそのかたの子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。</p> <p>○支給額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1子 60,000円（出生時30,000円 入学時30,000円） 2. 第2子 80,000円（出生時40,000円 入学時40,000円） 3. 第3子以降 120,000円（出生時60,000円 入学時60,000円） <p>問合せ：《福祉課 子育て支援係》 ℡：0276-82-6134</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、産後2カ月未満であるお母さんと赤ちゃん</p> <p>内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料／館林厚生病院へ委託）。 ○個人負担額：1回 2,000円（週1回で7回まで利用可）</p> <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>
	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦されたかた。 1. 町内に1年以上居住する世帯の子弟 2. 学力優秀・品行方正・身体強健なかた 3. 専門学校以上の学校に入学する者及び在学するかた 4. 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟</p> <p>内 容：○貸与額：専門学校・短期大学・大学に在学するかた 月額50,000円以内 ○貸与期間：奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
	<p>小中学校児童生徒給食費の無料化</p> <p>対象者：○町内小中学校に在籍する児童生徒 ○町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するかた。 1. 弁当対応をする児童生徒の保護者 2. 弁当対応をし、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者 3. 学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者</p> <p>内 容：町立小中学校に在籍する児童生徒の給食費を、町が全額負担する。 また、給食費の無料化に伴い、食物アレルギーの理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒について、保護者にその経費（給食費相当）を補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
	<p>英語検定料の半額助成</p> <p>(新) 対象者：町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験したかた</p> <p>内 容：英語検定の受検の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額を助成する。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
住宅支援	<p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者：1. 町内に住んでいる又は勤めていて、住宅に困っているかた 2. 住民税の滞納のないかた 3. 同居を予定している親族がいるかた ※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能 ア) 60歳以上のかた イ) 生活保護を受けているかた ウ) その他</p> <p>内 容：○要件： 1. 敷金(家賃の3か月分)を納入できるかた 2. 連帯保証人1人を立てられるかた 3. 入居可能日から15日以内に入居できるかた 4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまるかた</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅建設資金融資</p> <p>対象者： 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住用住宅用地を取得し及び住宅の建築又は取得（住宅の新築、増築及び改築又は既存住宅の取得）をしようとするかた。 ただし、増築、改築の場合は、その面積が現在居住する居宅の2分の1以上で、33㎡を下らないものとする。</p> <p>内 容： 融資条件 1. 融資限度額 500万円以内 2. 融資利率 年率3.6%(年率7%以内で町長が定める利率) 3. 融資期間 20年以内 4. 最終返済年齢 65歳まで</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>
	<p>住宅リフォーム支援事業</p> <p>対象者： 以下のすべてを満たすかた 1. 町内に居住し、住民基本台帳に記載されているかた 2. 世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと 3. その他板倉町で実施する住宅の改造等に係る補助金等の交付を受けていないかた</p> <p>内 容： 町内の産業振興を図るために、町内の業者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行ったかたへ、工事費の10%（限度額10万円）を、板倉町商工会の商品券で助成する。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>
	<p>住宅取得支援事業</p> <p>対象者： 以下のすべてを満たすかた 1. 転入日から前2年間は町内に住んでいないかた 2. 板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入したかた 3. その住宅の所有者（共有者がいる場合、代表者） 4. その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと 5. その住宅に5年以上継続して住むかた 6. この要綱に基づく補助金を初めて受けるかた 7. 2021年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動するかた</p> <p>内 容： 移住・定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人のかたへ、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格（併用住宅は、うち居住部分の金額）の3%です。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p>
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置（ふれあいファーム板倉）</p> <p>対象者： 借用を希望するかた（町内外在住不問）</p> <p>内 容： ○都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。 ○利用期間は1年間</p> <p>○利用区画数：90区画 内 15㎡ 2区画 1,500円 24㎡ 18区画 2,400円 28㎡ 2区画 2,800円 30㎡ 66区画 3,000円 45㎡ 1区画 4,500円 52㎡ 1区画 5,200円</p> <p>問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-82-6137</p>
就業支援	<p>創業支援事業</p> <p>対象者： 町内で創業を目指すかた</p> <p>内 容： 産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望するかたへそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>